

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ-③ 売上高減少）に基づく認定について（コロナ前比較）

この認定は、国が定める要件に基づき、大阪市長が行うもので、セーフティネット保証制度の利用資格となっています。

様式イ-③で認定申請できるのは、次に該当する方です。

・1つ以上の**指定業種に属する事業（主たる事業※）**ではなくてもよい）を営んでいる中小企業者

※主たる事業：原則として、最近1年間で最も売上高が大きい事業

❖確認手順① ご自身の営む事業が属する業種を、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類で確認

⇒(参考)総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

❖確認手順② その細分類が、経済産業大臣の指定する業種となっているか確認(指定業種リスト参照)

⇒(参考)中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

[認定要件]

次の①～③のすべての要件を満たすこと

①大阪市内に事業所（注1）を有すること。

②経済産業大臣の指定する業種を営んでいること。（❖確認手順②参照）

③企業全体の最近3か月間（注2）の売上高が前年同期比で5%以上減少していること、また、その5%以上の売上高減少が、指定業種の売上高減少によるものであること。（下記算式による）

(1) 前年の企業全体の売上高に対する、申請にかかる指定業種に属する事業の売上高の減少額の割合

$$(B - A) \div D \times 100 \geq 5.0\%$$

(2) 企業全体の売上高の減少率

$$(D - C) \div D \times 100 \geq 5.0\%$$

A：申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高

B：Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の3か月間の指定業種に属する事業の売上高

C：Aの期間の企業全体の売上高

D：Aの期間に対応する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期の3か月間の企業全体の売上高

(注1) 法人の場合：本店所在地など登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること

(注2) 最近3か月間：申請日の属する月の直前の3か月間を対象期間とします。

例) 8月に申請する場合は、5・6・7月（ただし、7月が未集計の場合のみ、4・5・6月でも可）

[認定申請時の提出書類]

提出書類	説明
認定申請書 認定申請書（控） 月別売上表（計算書）	大阪市ホームページからダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000503431.html
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの ○法人の場合：履歴事項全部証明書（写）（3か月以内のもの） ○個人の場合：確定申告書【第一表】（直近のもので、税務署受付日が確認できるもの）
許認可証等(写)	許認可等を必要とする業種を営んでいる場合、必ず提出してください。
営んでいる事業が全て指定業種に属することを確認できる書類（パンフレット等）	取り扱っている製品・商品・サービスなど事業内容を確認できる書類（履歴事項全部証明書や許認可証とは別途でご用意ください。）

【次ページも確認してください】

[提出書類以外で持ってきていただくもの]

- ・決算書、確定申告書、試算表、売上台帳など、最近1年間や各月の売上高等を確認できる書類
窓口申請時のヒアリングで必要に応じて確認させていただきます

[その他]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

[お問い合わせ先・受付窓口]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 (電話：06-6264-9844)

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階